



令和4年1月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第1013号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年10月7日

判 決

5

原 告

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同代表者法務大臣

同指定代理人

同

同

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、①参議院議員の被選挙権を有する者について年齢満30歳以上の者と規定する公職選挙法（以下「公選法」という。）10条1項2号を含む同法10条が、憲法14条、憲法15条1項及び3項等に違反するものであるにもかかわらず、国会議員がこれを是正することなく放置しているという立法不作為（以下「本件立法不作為①」という。）、及び、②公職の候補者の届出をしようとする者は、一定の財貨を供託しなければならない旨を規定する公選法92条

20

25

が憲法15条1項、憲法44条但書に違反するものであるにもかかわらず、国
会議員がこれを是正することなく放置しているという立法不作為（以下「本件
立法不作為②」という。）が、いずれも国家賠償法1条1項の適用上違法と評価
されるものであり、これにより、原告は、第26回参議院議員通常選挙に立候
補することができず、精神的苦痛を受けたとして、原告が、被告に対し、国家
賠償法1条1項に基づき10万円の損害賠償を請求する事案である。

5 2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めら
れる事実）

10 (1) 第26回参議院議員通常選挙の執行

令和4年7月10日、第26回参議院議員通常選挙が執行された。

(2) 公選法の定め

ア 公選法10条1項は、日本国民は、衆議院議員については年齢満25年
以上の者（1号）、参議院議員については年齢満30年以上の者（2号）
が、それぞれの議員の被選挙権を有する旨定めている。

イ 公選法92条1項は、公職の選挙について候補者の届出をしようとする
者は、候補者一人につき、同条同項各号の区分による金額又はこれに相当
する額面の国債証書を供託しなければならない旨を定め、同条1項2号は、
参議院（選挙区選出）議員の選挙について、候補者1人につき300万円
又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない旨定めて
いる。

ウ 公選法93条1項2号は、参議院（選挙区選出）議員の選挙において、
候補者の得票数が、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって
有効投票の総数を除して得た数の8分の1（ただし、選挙すべき議員の数
が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、
その選挙すべき議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の8分
の1）に達しないときは、上記供託物は国庫に帰属する旨定めている。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件立法不作為①は、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるか。

(原告の主張)

立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあるから、憲法15条1項、3項が保障する選挙権は、被選挙権をも保障していると解すべきである。

参議院議員の被選挙権年齢を満30年以上に設定する公選法10条1項2号を含む公選法10条の規定は、合理的理由なく成年の被選挙権を侵害するものであり、憲法15条1項及び3項に違反するものである。

また、満30年未満の成人が、満30年以上の成人と同じ「大人」であるにもかかわらず、参議院選挙につき被選挙権を有しないとされることは、社会経験に基づく思慮が十分ではなく、その分別を有しないことを理由とする差別であるから、公選法10条1項2号の規定は、憲法14条に違反するものである。

よって、本件立法不作為①は、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

(被告の主張)

仮に、立法の内容が憲法の規定に違反するものであったとしても、それゆえに国會議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではなく、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいて、例外的にその立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるにとどまるものである。

一般に、議員や地方公共団体の長としての職務を遂行するためには、選挙人が議員等を選ぶのと比較して、より高い社会的経験に基づく思慮分別を要

するものと考えられる。そこで、公選法は、被選挙権の年齢要件を、選挙権の年齢要件よりも高く設定することとしたものである。

また、憲法が二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院につき、議員の任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている趣旨は、立法をはじめとする多くの事柄について、参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすることによって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。

公選法は、このような二院制の趣旨及び参議院の役割を踏まえ、社会的経験から出てくる思慮・分別に着目して、参議院議員の被選挙権の年齢要件について、衆議院議員よりも高く、年齢満30年以上の者と設定したものであり、上記の立法目的には十分な合理性があるといえる。そして、その趣旨等を実現するための具体的な方法として、参議院議員の被選挙権の年齢要件を選挙権の年齢要件や衆議院議員の被選挙権の年齢要件よりもそれぞれ12歳及び5歳高く設定することが、不当に立候補の自由等を制限するものとはいえない、これが国会の広範な裁量権の限界を超えるものとは解されない。

したがって、公選法10条1項2号が参議院議員の被選挙権の年齢要件を満30年以上と定めていることが憲法の諸規定に違反しないことは明らかである。

なお、憲法15条3項は、普通選挙の原則を定めたものであり、成年者の被選挙権に係る規定ではないから、被選挙権の年齢要件に係る公選法10条1項2号の定めが憲法15条3項に違反する旨の原告の主張は、理由がない。

よって、本件立法不作為①が、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価される余地はない。

(2) 本件立法不作為②は、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるか。

(原告の主張)

ア 公選法 92 条の選挙供託制度は、立候補の自由を保障する憲法 15 条 1 項、及び、立候補者資格の「財産又は収入」による差別を禁じる憲法 44 条但書に違反するものである。

イ 公選法 92 条の選挙供託制度は、無産政党ないし無産者の議会への進出を抑制することを真の目的として導入され、現在に至るまでその目的のもとで存続してきたものであるから、公共の利益の確保とは何ら関係がない。また、例えば、当選者が極めて多くの票を獲得した選挙区で、得票数 2 位で落選した候補者は、仮にその得票数が供託金没収点以下であったとしても、「真摯に当選を争う意思のない安易な立候補」との評価を受ける合理的理由はないから、選挙供託制度は合理的な理由を有しないと評されるべきである。

選挙供託制度がない国又は供託金額が数万円と低額の国で、公正な選挙が実施できないほど選挙が妨害された事例がうかがわれないことは、選挙供託制度に合理性がないことの証左である。

ウ よって、本件立法不作為②は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法である。

(被告の主張)

公職の選挙は、代表制民主主義の根幹をなすもので、自由かつ公正な選挙の実現は、代表制民主主義が適正に機能するための不可欠の前提であるが、仮に選挙供託制度のような制度を設けず立候補を自由に認めるとすれば、候補者が濫立し、自由かつ公正な選挙の実現の妨げになる。そこで、公選法は、立候補について慎重な判断を期待するため、公職の候補者一人につき一律に供託を求めた上で、選挙の結果極めて少数の得票を得るにとどまった候補者については、大方の有権者から支持を得られなかつたことからみて、結果的に真摯に当選を争う意思のない安易な立候補であったと判断されることから、供託物を国庫等に帰属させるという選挙供託制度を設けたものである。

このような選挙供託制度の立法目的には、十分な合理性があるといえる。

また、上記目的を達成するための手段として、立候補の条件として選挙供託制度を設け、法定得票数が得られなかった場合に、供託物を国庫等に帰属させるものとすることは、現行の供託金の金額や法定得票数の定めに照らしても、立候補について慎重な決断を促し、上記のような候補者の濫立を防止する制度として相応の合理性を有するものといえる。

したがって、公選法92条が公職の候補者の届出をしようとする者は一定の財貨を供託しなければならない旨定めていることが、国会の広範な裁量権の限界を超えるものではなく、憲法15条1項、44条但書等の憲法の諸規定に違反しないことは明らかである。

よって、本件立法不作為②が、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価される余地はない。

(3) 原告に生じた損害

(原告の主張)

本件立法不作為①、②により、原告は、第26回参議院議員通常選挙に立候補しようとしたにもかかわらず、被選挙権年齢に達しておらず、選挙供託金を納付したことを証する供託証明書を提出することができなかつたため、同選挙への立候補が許されなかつた。

これにより原告が受けた精神的損害を慰謝するに足りる慰謝料は、10万円を下回らない。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するもの

であるところ、国會議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国會議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、それゆえに国會議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もっとも、国会が、憲法の一義的な文言に違反するような立法を行う場合や、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が、正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国會議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法行為又は立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである（最高裁判所昭和 60 年 1 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 頁、最高裁判所平成 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 頁、最高裁判所平成 27 年 1 月 16 日大法廷判決・民集 69 卷 8 号 2427 頁参照）。

2 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の実情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不变の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（43 条 1 項）の下で、議員の定数、選挙区、投票

の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁判所昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁判所昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁判所平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁判所平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁判所平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁判所平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁参照）。

3 上記1、2を前提に、本件立法不作為①及び②が、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるかにつき検討する。

(1) 本件立法不作為①は、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるか（争点1）について

ア 選挙により選出された議員等が職務を遂行するに当たっては、選挙で議員等を選ぶより高い社会的経験に基づく思慮分別が必要となるところ、参議院議員の被選挙権の年齢要件が満30年以上の者と定められたのは、二院制の下で、参議院に、第二院として衆議院の行き過ぎを是正する等の期待された役割を全うさせるべく、その構成員である議員の社会的経験に基づく思慮分別に着目し、衆議院議員よりも一段と高い年齢要件を設けることが適切であると考えられたからであると解される（乙2ないし乙5）。

このような観点からすると、公選法が、被選挙権につき、選挙権より高

い年齢要件を設けたこと、並びに、憲法が採用する二院制の趣旨及びその下において果たすべき参議院の役割に照らし、参議院議員の被選挙権に係る年齢につき、衆議院議員の場合と満年齢にして5歳差を設け、満30年以上の者としたことは、その立法目的及びこれを達成する具体的方法として合理性があるというべきである。

したがって、参議院議員の被選挙権に関し満30年以上の者と満30年未満の者との間で異なる取扱いをする公選法10条1項2号を含む公選法10条が、国会の上記裁量権の限界を超えて、憲法14条に反するものとは認められない。

立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要であつて、憲法15条1項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである（最高裁判所昭和43年12月4日大法廷判決・刑集22巻13号1425頁）が、憲法が、選挙制度の仕組みの具体的決定については、原則として国会の裁量に委ねていることを踏まえると、立候補の自由は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の限界を超えるものでない限り、それによって立候補の自由が一定の限度で制約を受けることになっても、やむを得ないものと解される。

そして、上記のとおり、公選法が、被選挙権につき選挙権より高い年齢要件を設けたこと、及び、参議院議員の被選挙権に係る年齢につき、衆議院議員の場合と満年齢にして5歳差を設け、満30年以上の者としたことには合理性があるというべきであるから、公選法10条1項2号を含む公選法10条の定めが、国会の上記裁量権の限界を超え、不当に立候補の自由や選挙権の行使を制限するものとは認められない。

ウ 以上のとおり、公選法10条の定めが、憲法14条や憲法15条1項等、憲法の諸規定に違反するものとは認められないから、本件立件不作為①は、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価すべきものとは認められない。

- (2) 本件立法不作為②は、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるか
(争点2)について

ア 選挙供託制度は、仮に、立候補を無制限に認めた場合に、候補者が濫立することによって、かえって、自由かつ公正な選挙の実現の妨げとなる事態を防止するべく、公職の候補者につき一律に供託金の供託を求め、選挙の結果、極めて少数の得票を得るにとどまった候補者については、その供託金を国庫等の帰属とする旨定めることによって、立候補について慎重な決断を促し、自由かつ公正な選挙の実現を図ろうとするものであり、その立法目的は正当であり、その目的を達成する手段として設けられた選挙供託制度も、合理性を有するものということができる。

そして、上記のような趣旨に鑑みると、参議院（選挙区選出）議員に立候補するに際し必要な供託金額を300万円と定めるなど、公選法92条所定の供託金の額についても、一定の合理性があるといるべきである。

イ 上記のとおり、立候補の自由は、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の限界を超えるものでない限り、それによって立候補の自由が一定の限度で制約を受けることになっても、やむを得ないものと解されるところ、公選法92条の定めは、上記のとおり一定の合理性が認められるものであるから、これが立候補の自由に事実上の制約を生じさせるものであることを踏まえても、国会の上記裁量権の限界を超えるものとは認められない。

ウ 以上より、公選法92条の定めが、憲法15条1項、憲法44条但書等の諸規定に反するものとは認められないから、本件立件不作為②は、国家

賠償法1条1項の適用上、違法と評価すべきものとは認められない。

エ 原告は、例えば、当選者が極めて多くの票を獲得した選挙区で、得票数2位で落選した候補者は、「真摯に当選を争う意思のない安易な立候補」をしたとはいえないにもかかわらず、その供託金の返還を受けられないこととなるから、選挙供託制度は不合理であるなどと主張するが、上記のとおり、候補者の濫立による弊害を防止する趣旨から、立候補者に一律に供託金の供託を求める公選法92条の定めは一定の合理性を有するものであり、国会に認められた裁量の範囲を逸脱するものとは認められない以上、この点は、上記判断を左右しない。

その他、原告の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 以上より、その余の争点につき検討するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第6民事部

15

裁判官

大川潤子

これは正本である。

令和4年11月18日

神戸地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 中 西

梢

